

項番	ご意見	対応区分	町の考え方
3	本計画の 20 ページに記載された 2 か所の仮置場候補地は、廃棄物部局が優先して利用することが可能でしょうか。災害時は、人命が優先となり危機管理部局が優先してヘリポートとして利用することが想定され、実際には使えない可能性が高い場所であれば、候補地調整中と記載した方が良くと思います。 また、候補地まで狭い道路等何かしらの理由があり実際は使えない可能性が高い場所であれば、同様に候補地調整中と記載した方が良くと思います。	D	本計画の 20 ページに記載する 2 か所の仮置場候補地は、「湯河原町地域防災計画」においても仮置場候補地として具体的にお示ししている場所となります。よって災害時において災害廃棄物の仮置場が必要と判断する際には、当該 2 か所について仮置場候補地として優先的に検討していくものであります。
4	令和 5 年 12 月に環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課より「災害関係業務事務処理マニュアル」が配布されております。災害が発生すると災害等廃棄物処理事業費補助金を活用することになると思いますので、災害起因であるものに追記して災害起因ではない海岸漂着ごみの対応に係る記載も追記した方が良くと思います。	C	本計画の 2 ページに記載しておりますとおり、本計画が対象とする廃棄物は「災害に伴う廃棄物、被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物（以下「生活ごみ」という。）及びし尿」として明記しております。よって、災害起因ではない海岸漂着ごみにつきましては、本計画の対象外となります。
5	災害時に補助金を活用する可能性がありましたら最新の「災害関係業務事務処理マニュアル」に準じて本計画を定期的に見直す必要があるかと存じます。	B	本計画の上位計画や被害想定が修正された場合と同様に、「災害関係業務事務処理マニュアル」が修正された場合は必要に応じて本計画の内容の再検討を行います。

湯河原町災害廃棄物処理計画

令和7年2月

湯河原町

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
第 2 章	基本的事項	
1	対象廃棄物	2
2	被害想定と発生量の推計	3
(1)	災害廃棄物発生量の推計方法	5
(2)	災害廃棄物の組成割合	5
(3)	津波堆積物の推計方法	6
(4)	し尿発生量の推計方法	6
(5)	避難所ごみ発生量の推計方法	6
(6)	仮置場必要面積の推計方法	6
第 3 章	災害時の対応	
1	基本方針	7
2	災害廃棄物処理に係る役割分担	7
(1)	町民（事業者）の役割	7
(2)	町の役割	7
(3)	湯河原町真鶴町衛生組合の役割	7
3	災害時の処理	8
(1)	収集について	8
(2)	仮置場について	8
(3)	災害廃棄物の処理について	8
(4)	し尿等について	9
(5)	記録について	9
4	災害廃棄物処理に係る組織と分担業務	10
5	処理の流れ	11
(1)	初動対応	12
(2)	応急対応	14
(3)	復旧・復興	19
第 4 章	平常時の備え	
1	関係機関との協力支援体制の構築	20
2	仮置場候補地の選定	20
3	町民（事業者）への啓発・広報	21
4	職員の研修・訓練	21
5	計画の見直し	21

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

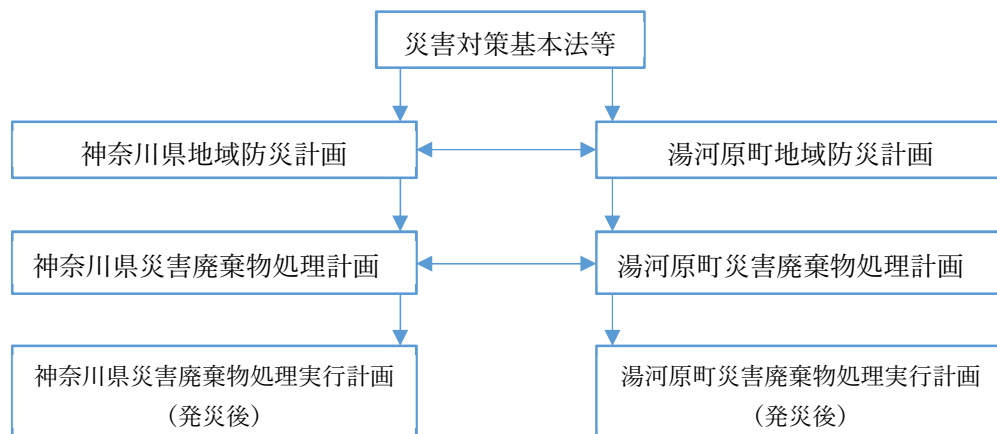
本町において、大規模な地震災害や風水害が発生した際には、家屋の倒壊、焼失、浸水等によってがれきや粗大ごみ等の災害に伴う廃棄物が大量に発生するとともに、避難所等から生活ごみやし尿が一時的に発生、増加することが想定されます。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、災害時の災害廃棄物の収集、運搬、処理に係る基本方針及び実施体制を定めることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルを図り、災害時の町民の生活環境を確保することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「湯河原町地域防災計画」における災害廃棄物の処理について補完する個別計画として位置づけ、災害時の災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルを図るための基本方針及び実施体制を定めます。

また、発災後の災害廃棄物処理実行計画の迅速な策定に資することを目的とします。



第2章 基本的事項

1 対象廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、災害に伴う廃棄物、被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物（以下「生活ごみ」という。）及びし尿とします。

ただし、事業系廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条に基づく国庫補助の対象となった事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

○災害廃棄物の種類

種 類	内 容
災害に伴う廃棄物	可燃物
	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した可燃性の廃棄物
	不燃物
	分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在するなど、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら
	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず
	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	木くず
	柱・梁・壁材、水害又は津波による流木等
	腐敗性廃棄物
被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	廃家電等
被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン等の家電製品で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等
	災害により被害を受けて使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	廃船舶
	災害により被害を受けて使用できなくなった船舶
	有害廃棄物
	アスベストを含む廃棄物、PCBを含む廃棄物、感染性廃棄物、フロン類、医薬品類・農薬類の有害廃棄物等
	その他処理困難物
	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード等
	津波堆積物
	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ
	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ等
被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物	避難所ごみ
	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿

※「災害廃棄物対策指針」（環境省）を一部修正

2 被害想定と発生量の推計

地震発生 of 切迫性等を考慮し、湯河原町地域防災計画で想定する 11 の想定地震のうち、本計画では、次の 3 地震を想定地震として、地震別に被害を想定します。

なお、本計画では地震被害を前提とした災害廃棄物の処理に係る基本方針及び実施体制を示しますが、風水害時等においてもこれを準用することとします。

○想定地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	発生確率	本計画の想定地震として 選定した理由
神奈川県西部地震	6.7	過去 400 年の間に同クラスの地震が 5 回発生	切迫性が指摘される地震で、湯河原町地域防災計画で短期的目標の想定地震としているため。
大正型関東地震	8.2	30 年以内 ほぼ 0 % ~ 5 % (200 年から 400 年の発生間隔)	1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であり、湯河原町地域防災計画で中期的目標の想定地震としているため。
相模トラフ沿いの最大クラスの地震	8.7	30 年以内ほぼ 0 % (2,000 年から 3,000 年あるいはそれ以上の発生間隔)	発生確率が極めて低いとされているが、国が想定するあらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であり、湯河原町地域防災計画で長期的目標の想定地震としているため。

※モーメントマグニチュード及び発生確率は、神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）から引用。

○地震別被害想定

項目		想定地震名	神奈川県西部地震	大正型関東地震	相模トラフ沿いの最大クラスの地震
建物被害	全壊棟数（棟）		340	120	990
	半壊棟数（棟）		1,670	780	1,860
火災被害	出火件数（件）		0	0	0
	焼失件数（件）		0	0	0
浸水被害	床上浸水（棟）		0	5 ◎	60
	床下浸水（棟）		5 ◎	10	70
人的被害	死者数（人）		70	110	1,550
	負傷者数（人）		390	200	400
避難者数（人）			2,610	1,250	5,100
災害廃棄物（し尿、津波堆積物及び生活ごみを除く）の発生量（t）			88,436	36,190	179,094
	可燃物（t）		982	402	1,988
	不燃物（t）		20,464	8,374	41,442
	コンクリートがら(t)		49,188	20,129	99,612
	金属（t）		1,079	441	2,185
	柱角材（t）		14,167	5,798	28,691
	その他（t）		2,556	1,046	5,176
津波堆積物（t）			554	1,662	14,400
し尿発生量（kl/日）			10.5	8.6	14.0
避難所ごみ発生量（t/日）			4.0	1.9	7.7
仮置場必要面積（㎡）			27,866	11,404	56,432

※ 建物被害、火災被害、人的被害及び避難者数は、「湯河原町地域防災計画」の数値を引用。

※ 浸水被害は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成 27 年 3 月）の数値を引用。

※ ◎の数値について、「神奈川県地震被害想定調査報告書」では、わずか（計算上 0.5 以上 10 未満）としているため、本計画では 5 棟とする。

※ 災害廃棄物以下の項目については、環境省災害廃棄物対策指針技術資料（令和 5 年 4 月改訂）等に基づき推計。

(1) 災害廃棄物発生量の推計方法

環境省が策定した災害廃棄物対策指針技術資料に基づき、災害廃棄物発生量を推計します。

$$\text{災害廃棄物全体量 (t)} = \text{建物の解体に伴い発生する災害廃棄物量 (A)} \\ + \text{建物の解体以外に伴い発生する災害廃棄物量 (B)}$$

(A) 建物の解体に伴い発生する災害廃棄物量 (t) =

$$(\text{住宅全壊棟数} + \text{非住宅全壊棟数}) \times \text{災害廃棄物発生原単位} \times \text{全壊建物の解体率} \\ +$$

$$(\text{住宅半壊棟数} + \text{非住宅半壊棟数}) \times \text{災害廃棄物発生原単位} \times \text{半壊建物の解体率}$$

$$\text{※ 災害廃棄物発生原単位} = 104.455$$

$$\text{※ 全壊建物の解体率} = 0.75$$

$$\text{※ 半壊建物の解体率} = 0.25$$

(B) 建物の解体以外で発生する災害廃棄物量 (t) =

$$(\text{住宅全壊棟数} + \text{非住宅全壊棟数}) \times \text{片づけごみ及び公物等発生原単位}$$

$$\text{※ 片づけごみ及び公物等発生原単位} = 53.5 \text{ t/棟}$$

ア 県や専門機関から提供される情報も活用し、建物の全壊・半壊棟数等の被害状況を把握します。

イ 災害廃棄物発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階的にその精度を高めて管理する必要があります。

(2) 災害廃棄物の組成割合

災害廃棄物の種類別発生量を推計するにあたり、環境省の災害廃棄物対策指針技術資料に掲載している平成 28 年熊本地震におけるモデル解体により発生した災害廃棄物の組成割合を採用します。

○平成 28 年熊本地震におけるモデル解体により発生した災害廃棄物の組成割合

項 目	割 合	
	木造	非木造
柱角材	18%	0%
可燃物	1%	2%
不燃物	26%	0%
コンクリートがら	51%	93%
金 属	1%	3%
その他	3%	2%
計	100%	100%

(3) 津波堆積物の推計方法

津波堆積物の発生量 (t) = 津波浸水面積 × 津波堆積物の発生原単位

※ 津波堆積物の発生原単位 = 0.024 t/m²

(4) し尿発生量の推計方法

災害時におけるし尿発生量 (kl/日) =

災害時におけるし尿収集必要人数 (① 仮設トイレ必要人数 + ② し尿収集人口)
× ③ 1人1日平均排出量 × 1/1,000

① 仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数^{※1}

※1 断水による仮設トイレ必要人数

= {水洗化人口^{※2} - 避難者数 × (水洗化人口/総人口)} × 上水道支障率^{※3} × 1/2^{※4}

※2 水洗化人口 → 平常時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、浄化槽人口)

※3 上水道支障率 → 地震による上水道の被害率 = 1/3と仮定する。

※4 1/2 → 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道を使用する世帯のうち半数と仮定する。

② し尿収集人口 → くみ取り人口 - 避難者数 × (くみ取り人口 ÷ 総人口)

③ 1人1日平均排出量 = 1.7 l/人・日

(5) 避難所ごみ発生量の推計方法

避難所ごみ発生量 (t/日) = 避難者数 × 発生原単位 × 1/1,000

※ 発生原単位 = 1.517kg/人・日 (令和4年度1人1日あたりごみ排出量実績)

(6) 仮置場必要面積の推計方法

仮置場必要面積 (m²) = ① 集積量 ÷ ② 見かけ比重 ÷ ③ 積上高さ
× (1 + ④ 作業スペース割合)

① 集積量 (t) = 災害廃棄物の発生量 (t) - 処理量 (t)

処理量 (t) = 災害廃棄物の発生量 (t) ÷ 処理期間 (3年)

② 見かけ比重 → 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

③ 積上高さ → 5m以下が望ましいと示されているため、5mで積算する。

④ 作業スペース割合 → 0.8~1と示されているため、1で積算する。

第3章 災害時の対応

1 基本方針

災害からの早期復旧・復興のため、次の基本方針に基づき、迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を実施します。

○基本方針

1	計画的な処理	大規模災害が発生した場合は、神奈川県災害廃棄物処理計画に合わせ、災害から3年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、計画的な処理を実施します。
2	衛生的な処理	生活ごみ、し尿及び腐敗性廃棄物等の回収を優先するとともに、災害廃棄物の処理にあたり周辺環境に配慮し、衛生管理を徹底して公衆衛生の悪化を防止します。
3	減量化・資源化を前提とした処理	環境負荷の軽減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりごみの減量を図り、最終処分量を低減させます。
4	関係機関との連携	国、県、他自治体、民間事業者団体等と災害廃棄物処理に係る連携・協力体制を構築し、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図ります。

2 災害廃棄物処理に係る役割分担

災害時には、町民（事業者）と行政が次の役割を担い、迅速かつ適正に災害廃棄物を処理します。

（1）町民（事業者）の役割

発災後に行政から発信される、生活ごみの分別方法や片づけごみを含む災害廃棄物の仮置場への搬入方法等の情報を把握し、ルールに従い、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に協力します。

（2）町の役割

災害廃棄物は原則として一般廃棄物に区分されることから、災害廃棄物の処理は本町が主体となり、迅速かつ適正に処理を進めていくことが求められます。

具体的には、発災後速やかに避難所ごみを含めた生活ごみの収集処理体制及び避難所等に設置する仮設トイレからのし尿の収集処理体制を確保します。

また、災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く。）については、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図り、迅速かつ適正な処理を行います。

なお、本町が被災していない場合であって、協定等に基づき被災市町村から要請があった場合は可能な限り人材及び資機材の応援を行います。

（３）湯河原町真鶴町衛生組合の役割

一部事務組合構成町である本町と真鶴町とで連携を図りながら、湯河原町真鶴町衛生組合において両町の災害廃棄物の適正な処理を行います。

３ 災害時の処理

被災した地域では、災害により発生するがれき等の災害廃棄物と家庭や避難所から排出される生活ごみが発生します。一方で、災害の影響がない地域では、町民（事業者）から平常時と同様の廃棄物が排出されるため、次のとおり対応します。

また、災害時において、通常の処理体制では処理できないと判断するときは、本計画に基づき「災害廃棄物処理実行計画」（後述）を作成し、協定市町や県等へ支援要請を行い、迅速に災害廃棄物及び生活ごみの処理を実施します。

（１）収集について

被災した地域においては、災害により発生したがれき等の災害廃棄物と家庭や避難所から排出される生活ごみに分けて収集体制を構築します。

災害の影響がない地域においては、他地域での災害の影響により通常収集時とは状況が変わることが想定されるため、被災した地域の家庭や避難所から排出される生活ごみの収集体制を考慮して収集を行います。

生活ごみの収集運搬ルートについては、道路の破損やがれき等の散乱等によって通常のルートを使用することが困難であることが想定されることから、道路等の被害状況を速やかに把握して収集ルートの検討を行い、情報共有を図り、円滑に収集が行えるよう収集体制を確立します。

また、災害により発生したがれき等の災害廃棄物は、町が仮置場を設置し、町民（事業者）が仮置場に分別して持ち込むことを基本とします。

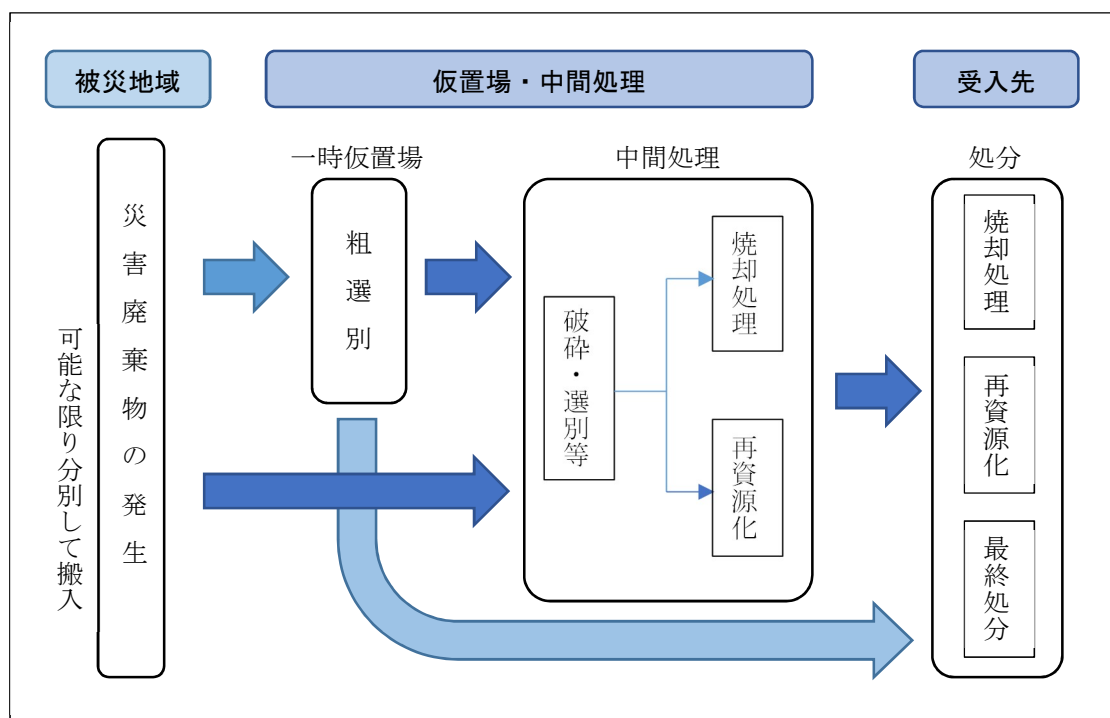
（２）仮置場について

災害時には、がれき等の災害廃棄物が多量に発生することが想定されます。それらを円滑に分別して処理するために、仮置場の設置が必要となることから、災害時には、推計した発生量より仮置場必要面積を算定して、関係部局と調整のうえ仮置場を設置します。

（３）災害廃棄物の処理について

がれき等の災害廃棄物は、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図ります。災害廃棄物の処理については、原則、平常時の処理体制で行いますが、種類により処理できない廃棄物は、協定に基づく広域処理や県への事務委託等により処理を行います。また、施設の損壊や災害廃棄物が多量である場合も同様に協定に基づく広域処理や県への事務委託等により処理を行います。

〇がれき等の災害廃棄物の処理基本フロー



(4) し尿等について

災害時のし尿等については、家庭や事業所から平常時と同様に排出される「し尿及び浄化槽汚泥」と避難所や被災地域の仮設トイレから排出される「し尿」があります。

発災後は、取集ルートの被害状況の把握や安全性の確認を行い、し尿収集運搬業者及び浄化槽清掃業許可業者と連携を図り、速やかに収集体制を構築します。

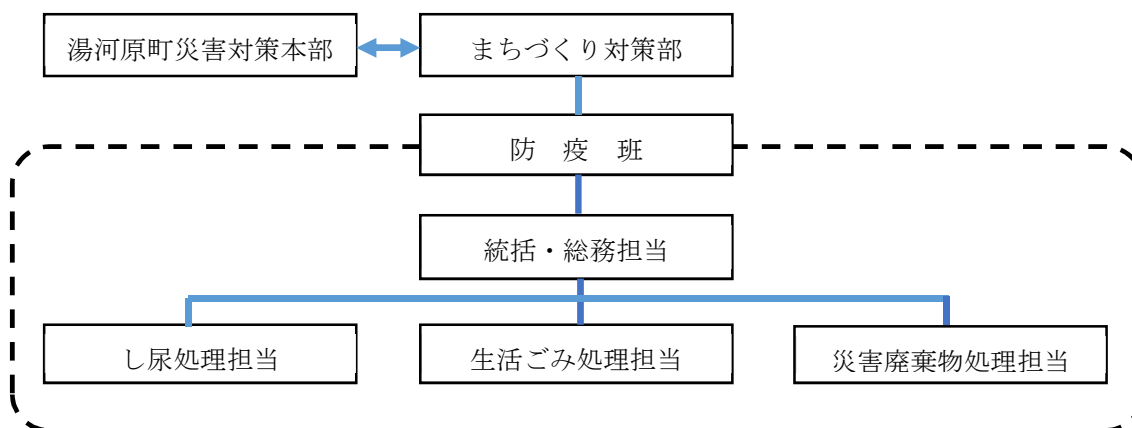
また、収集したし尿等は、平常時と同様に「真鶴町し尿等貯留施設」に投入し、その後、熱海市の前処理施設に運搬することを基本としますが、施設の被災状況等によっては、町の下水道終末処理場へし尿等の直接投入を検討します。町の下水道終末処理場での処理が困難な場合は、協定に基づく広域処理や県への事務委託等により処理を行います。

(5) 記録について

国の災害査定等において、災害の状況やがれき等の処理の状況、廃棄物処理施設の被災状況等について写真等を含め詳細な記録を提示する必要があることから、災害廃棄物対策を実施していく中で、その都度、状況等の記録を行います。

4 災害廃棄物処理に係る組織と分担業務

災害廃棄物対策本部における分担業務は次のとおりです。



担 当	業務内容
統括・総務担当	災害廃棄物処理全体の進捗管理、国庫補助金に係る事務、庁内関係各課との連絡調整、町民（事業者）への周知・広報に関すること
し尿処理担当	仮設トイレの設置、し尿の収集・処理に係る連絡・調整・進捗管理等に関すること
生活ごみ処理担当	避難所ごみを含む生活ごみの収集・処理に係る連絡・調整・進捗管理等に関すること
災害廃棄物処理担当	災害廃棄物の処理及び仮置場に係る連絡・調整・進捗管理等に関すること

○発災直後の行動

発災直後には、次に掲げる6つの行動をとり、体制の確保を行います。

1 職員等の安否・参集等	職員等の安否情報・参集情報を確認する。
2 情報収集と記録の開始	町内の被害状況と廃棄物処理施設の被害状況を収集するとともに、委託事業者の体制を確認する。 写真撮影等の記録作成を開始する。
3 避難所の情報収集	避難所と避難者数を把握し、生活ごみ発生量及びし尿発生量の推計を行う。
4 生活ごみ及びし尿の収集処理体制の確立	生活ごみ及びし尿の収集運搬や処分の方法を検討し、早期に収集運搬、処理体制の確立を図る。
5 災害協定団体への連絡体制の確保	協定内容の再確認を行い、連絡体制を確保する。
6 県との連携	県に被害の報告を行うとともに、状況により支援を要請する。

5 処理の流れ

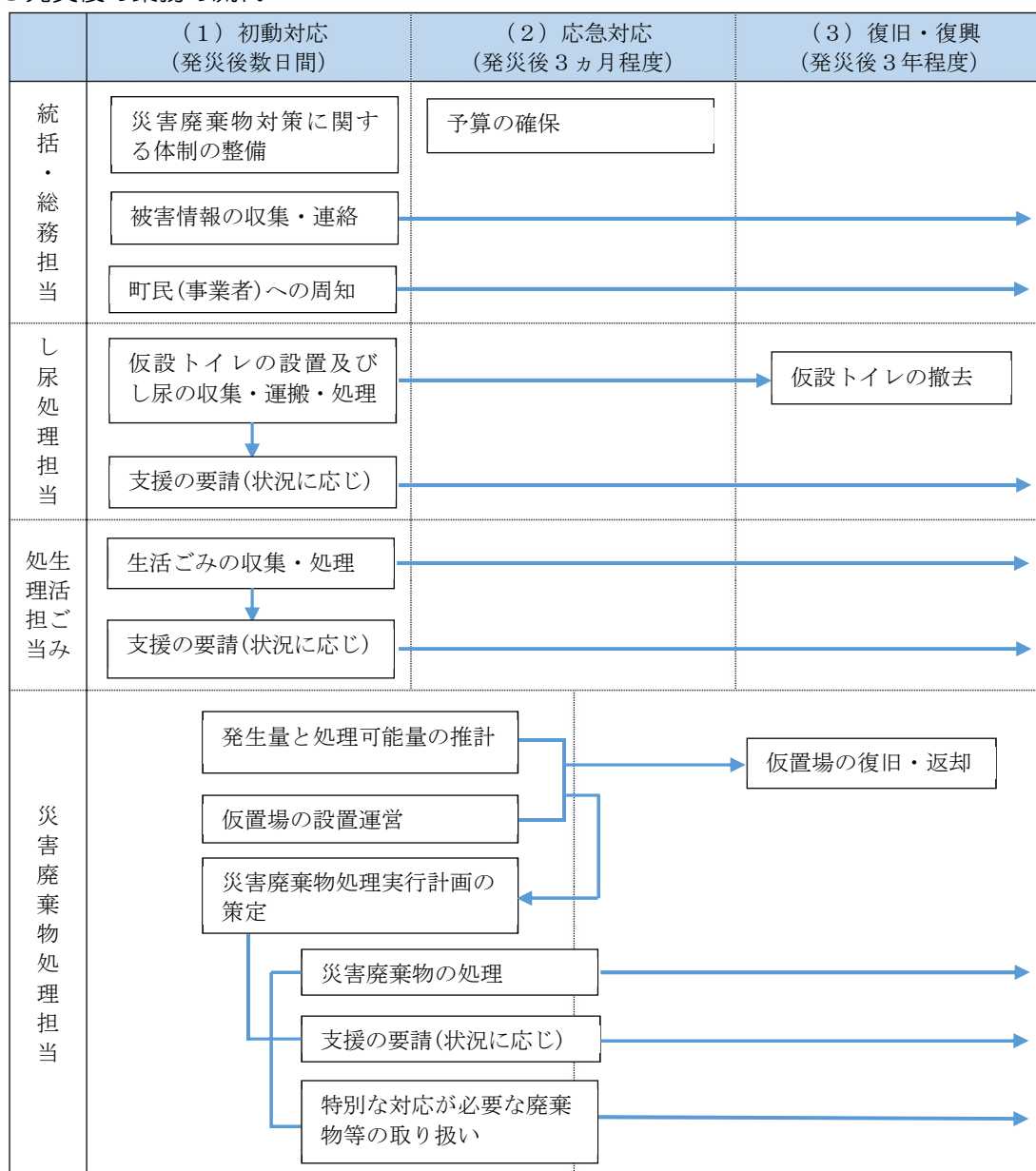
発災後の時期を次のとおり区分し、時期区分において必要とされる事項を優先して早期の復旧・復興に努めます。

○発災後の時期区分と特徴

時間区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動対応	人命救助が優先される時期（体制整備、生活ごみ処理業務、し尿処理業務等を行う。）	発災後数日間で業務に着手
応急対応	避難所生活が本格化するとともに、人や物の流れが徐々に回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	発災後3カ月程度までに業務に着手
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理期間）	発災後3年程度までに業務完了

※時間の目安は、災害の規模や種類によって変わる場合があります。

○発災後の業務の流れ



(1) 初動対応

【統括・総務担当業務】

ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備

平常時に設定した組織体制に基づき、統括・総務担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当、災害廃棄物処理担当の4つの担当を置き、災害廃棄物対策に関する体制を整備します。

イ 被害情報の収集・連絡

災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害対策本部と連携し、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設、道路の被害状況や避難所の開設状況等について情報収集を行います。

○主な情報収集項目

情報収集項目	目 的
建物の被災状況	災害廃棄物発生量の推計
浸水以外の状況	災害廃棄物発生量の推計
道路の被災状況	収集ルートを検討
避難所開設状況及び避難者数	避難所で発生するごみの推計、収集ルートを検討、仮設トイレ配置の検討、し尿発生量の推計
上下水道の被災状況	仮設トイレ配置の検討、し尿発生量の推計
廃棄物処理施設の被害状況	処理能力、処理体制の把握
収集運搬車両・人員の状況	収集運搬体制・収集ルートを検討
廃棄物処理に関する職員等の参集状況	体制の検討

ウ 町民（事業者）への周知

分別を徹底するとともに不法投棄を防止するため、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について、効果的な手法を用いて町民（事業者）に随時情報発信します。

【し尿処理担当業務】

ア 仮設トイレの設置及びし尿の収集・運搬・処理

収集した情報から仮設トイレの必要数や配置を計画し、し尿の収集・運搬・処理体制を確認します。

イ 支援要請

仮設トイレが不足する場合やし尿の収集、運搬又は処理が困難な場合は、県、協定を締結する他自治体及び民間事業者団体等に支援要請を行います。

【生活ごみ処理担当業務】

ア 生活ごみの収集・処理

収集した被害情報から避難所及び避難者数を把握し、避難所ごみの発生量を推計します。収集運搬車両については、原則、収集運搬委託事業者の車両により生活ごみ（災害による片づけごみは除く）の収集運搬を行います。また、生活ごみは、平常時と同様の分別を行うことを基本とします。

収集運搬ルートについては、災害時には道路の破損や道路上にがれきが散乱するなどによって通常どおりの収集運搬ルートを使用することが困難であることが想定されることから、道路等の被害状況を速やかに把握して、収集運搬ルートを検討します。

イ 支援の要請

収集運搬車両、人員が不足する場合には、締結している協定等に基づき、県や他自治体等へ支援要請を行い、収集運搬車両、人員の確保を図ります。

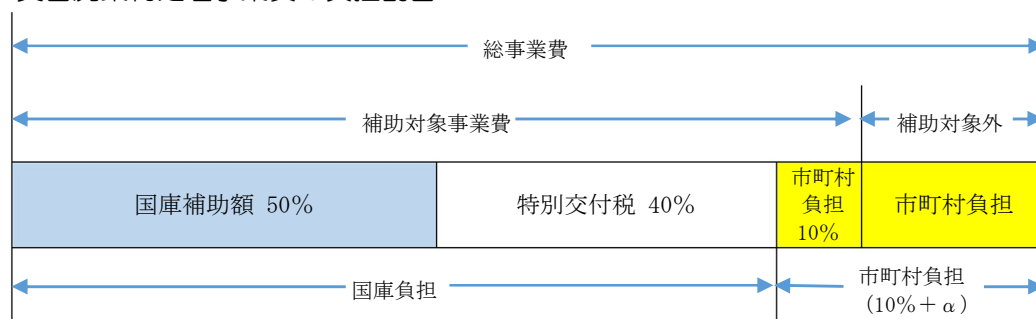
(2) 応急対応

【総務担当業務】

ア 予算の確保

災害廃棄物処理に必要な予算を確保します。災害廃棄物処理にかかる費用については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条において国から市町村に一部を補助することができる旨が規定されています。

○災害廃棄物処理事業費の負担割合



【災害廃棄物処理担当業務】

ア 発生量と処理可能量の推計

発災後、速やかに建物の被害棟数や水害・津波の浸水範囲等を把握し、災害廃棄物の発生量を推計します。また、仮置場への持込量等の情報を定期的に収集し、随時発生量の見直しを行います。

更に、発生量の推計と並行して、湯河原町真鶴町衛生組合における被害状況を踏まえ、災害廃棄物の処理可能量についても推計します。

イ 仮置場の設置運営

(ア) 仮置場の設置と運営

災害時には災害廃棄物は多量に発生することが見込まれ、災害廃棄物の種類についても平常時に処理する一般廃棄物の種類と異なり、平常時の体制では円滑な処理を行うことは困難であることから、一時的に災害廃棄物を整理しストックするため仮置場の設置が必要となります。

発災後、速やかに推計した災害廃棄物発生量から仮置場必要面積を算定し、関係部局と調整のうえ仮置場を確保します。なお、仮置場は町内で確保することを原則とします。

また、仮置場で災害廃棄物を効率的に処理するため、重機等の資機材の確保と併せ、災害廃棄物の受入、分別指導、保管・管理等の仮置場の

円滑な運営に必要となる人員の確保を図ります。

仮置場の運営にあたっては、効率的な災害廃棄物の搬入出を行うため、搬入出計画（搬入優先順位、搬入可能時間、搬出時期等）を策定します。

更に、これらの準備を進めながら、災害廃棄物は、町が設置し管理運営する仮置場にできるだけ町民（事業者）に搬入してもらうことを基本とすることから、町民（事業者）に向けて、持ち込み方法、分別区分、開設期間、受入時間等について広報や町ホームページ等により周知を図ります。

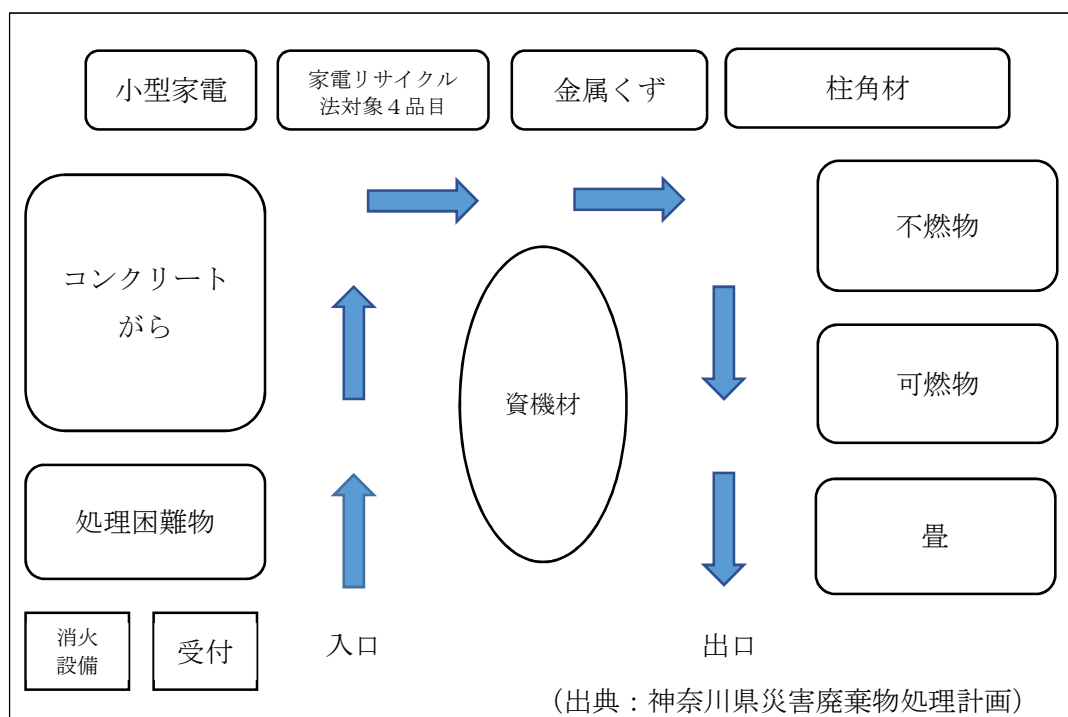
（イ）仮置場等の環境対策

災害廃棄物の仮置場や仮設で処理施設を設置した場合等、災害廃棄物の現場においては、周辺環境への影響や労働災害防止の観点から環境保全対策や定期的なモニタリングが必要となります。

仮置場等を設置する場合には、必要に応じて、汚水の土壌への浸透を防止するための鉄板・遮水シートの設置、廃棄物の飛散を防止するためのフェンス又は飛散防止ネットの設置、敷地内で発生する排水の処理体制、火災防止のための消火器等を設置します。

また、仮置場等の運営にあたっては、積み上げ高さの制限や、定期的な散水の実施、運搬車両の退出時におけるタイヤ洗浄、フレコンバッグでの保管、腐敗性廃棄物の優先的な処理等の環境保全対策を実施します。

○仮置場レイアウト例



ウ 災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後、通常の処理体制では処理できないと判断するときは、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、被害状況等に応じた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。

また、発災直後は、災害廃棄物を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

○災害廃棄物処理実行計画に盛り込むべき主な事項

- ・ 処理の主体
- ・ 処理の基本方針
- ・ 災害廃棄物の発生量
- ・ 処理のスケジュール
- ・ 処理方法
- ・ 処理フロー
- ・ 処理体制

エ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、種類や性状に応じて破碎選別や焼却等の中間処理を行う必要がありますが、本計画の基本方針に基づき、可能な限り分別、選別、再生利用等を実施することでその減量を図り、最終処分量の低減に努めるとともに、災害廃棄物の処理を円滑的に実施できるよう関係各所との連携を図りながら災害廃棄物の排出・運搬・処理を計画的に実施します。

また、災害廃棄物は、町が設置し管理運営する仮置場にできるだけ町民（事業者）に搬入してもらうことを基本とします。排出が困難な場合は、災害ボランティアによる支援や状況に応じて町による収集を行います。

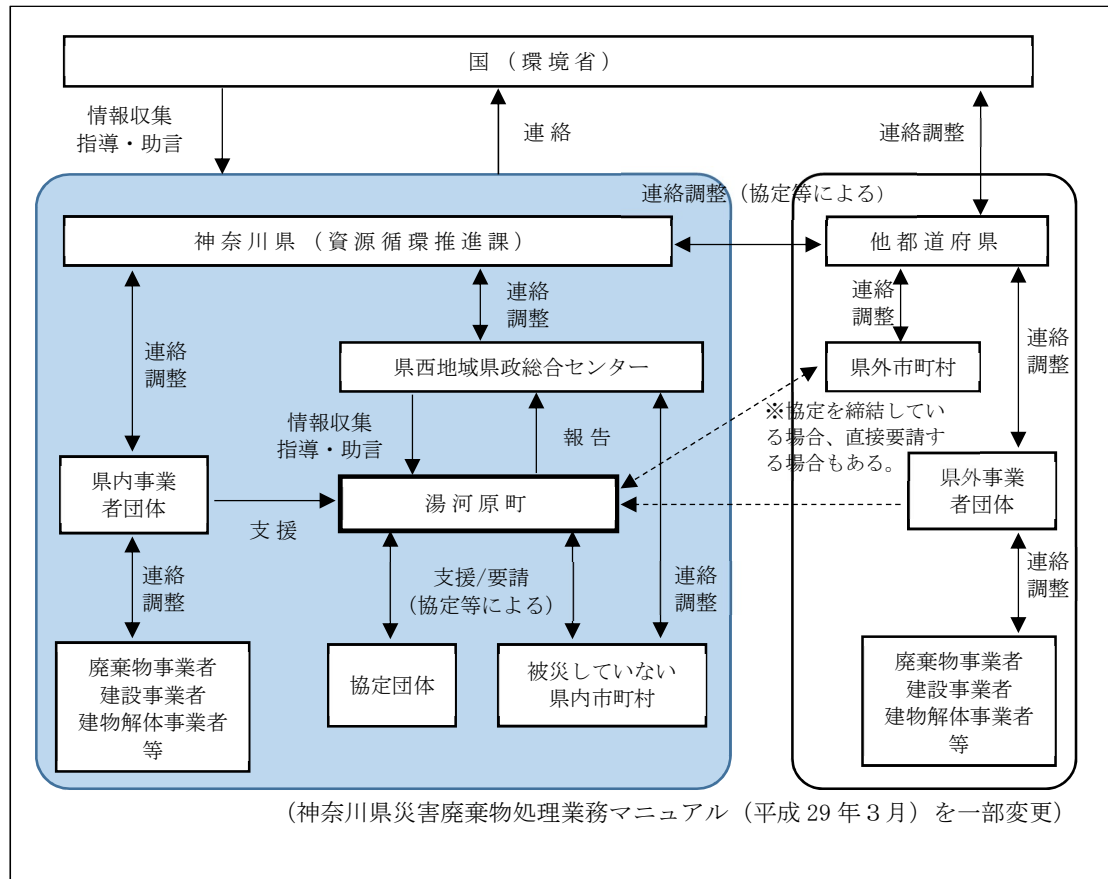
オ 支援の要請

大規模災害が発生した場合、災害廃棄物が多量に発生することが見込まれるため、町の収集・処理体制だけでは十分な応急対応が実施できないことが想定されます。また、コンクリートがら等、湯河原町真鶴町衛生組合では対応できない災害廃棄物の処理については、外部に搬出し処理を依頼する必要があります。

そのため、状況に応じて災害協定を締結している他市町村等へ支援要請を行うとともに、県西地域県政総合センターを通じ神奈川県に支援の要請を行い、県西地域県政総合センター所管区域の市町、県西地域県政総合センター所管区域を越えた全県域における協力・支援体制を構築して災害廃棄物処理を行い、神奈川県内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な場合は、神奈川県により他都道府県と協力・支援体制を構築します。

更に、被害状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、町で対応が困難な場合には、地方自治法第 252 条の 14 に基づき、神奈川県に事務委託を行います。

○県内外での協力・支援体制イメージ図



○主な協定一覧（地域防災計画掲載順）

	名 称	締 結 者	締結年月日	備 考
1	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村	平成 18 年 11 月 30 日	防疫・応急復旧に必要な資機材・物資の提供及び応急対策・復旧活動に必要な職員の派遣
2	地震等災害時の相互応援に関する協定	熱海市	平成 7 年 2 月 1 日	環境衛生等の応急対策に関する応援
3	県西地域広域市町村圏災害時における相互援助に関する協定	県西地域広域市町村圏構成市町	平成 28 年 2 月 23 日	防疫に必要な資機材・物資の提供及び応急復旧等に必要な職員の派遣
4	全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定	全国梅サミット協議会加盟市町	平成 25 年 3 月 9 日	防疫に必要な資機材・物資の提供及び応急対策・復旧活動に必要な職員の派遣
5	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援協定に関する協定	神奈川県 神奈川県市長会 神奈川県町村会	平成 24 年 3 月 29 日	応急対策に必要な資機材・物資の提供及び応急復旧等に必要な職員の派遣

カ 特別な対応が必要な廃棄物等の取扱い

湯河原町真鶴町衛生組合で処理が困難な廃棄物（家電４品目、消火器、金庫、ピアノ、自動車、オートバイ、パソコン、太陽光パネル、コンクリート、土砂、汚泥等）については、委託業者、各種リサイクル法に基づく事業者、製造業者等による処理を原則として、その処分方法を品目ごとに整理して業界団体等と協議し、回収依頼先、依頼方法等を定め、町民（事業者）に周知します。

アスベスト、ＰＣＢ等の有害廃棄物については、作業環境の安全の観点からも、原則として仮置場には持ち込まず、他の災害廃棄物と分けて専門機関、専門業者に処理委託するなど適切な処理を図ります。

なお、産業廃棄物を含む事業系廃棄物は、事業者の責任において処理することを原則とします。

また、アルバムや写真、位牌等の個人の思い出がある品物については、可能な限り所有者等に引き渡すことができるよう保管します。

財布や貴金属等の貴重品については、警察に届け出ます。

(3) 復旧・復興

【し尿処理担当業務】

ア 仮設トイレの撤去

避難所の閉鎖や下水道の復旧に合わせ、平常時のし尿処理体制に移行します。また、避難所等に設置された仮設トイレの撤去は計画的に行い、利用者の生活に不便が生じないように配慮します。

【災害廃棄物処理担当業務】

ア 仮置場の復旧・返却

仮置場を返却するにあたって、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、返還に係る条件に従い、仮置場の現状復旧を行います。

第4章 平常時の備え

1 関係機関との協力支援体制の構築

本町では、真鶴町と一部事務組合「湯河原町真鶴町衛生組合」を設置し、両町で排出される一般廃棄物を処理していますが、湯河原町真鶴町衛生組合において、令和7年度中からごみ処理広域化による足柄下郡3町の可燃ごみの焼却処理を実施していくため、処理能力向上のため令和5年度から令和7年度に焼却設備の基幹改良工事を実施します。

しかしながら、災害が発生した際には、既存の処理体制では災害廃棄物の発生量や被災規模により災害廃棄物の処理が困難となることが想定されるため、平常時より神奈川県や各市町等と災害時の広域処理等について、発災後、速やかに災害廃棄物処理体制を構築できるよう調整を図ります。

2 仮置場候補地の選定

湯河原町地域防災計画において、発災後、暫定的な一時置きする場所として次の仮置場候補地を選定していますが、災害廃棄物の発生量や被災規模によって次のとおり調整を図ります。

- ① 次の仮置場候補地を優先とし、他部署の管理地、利用可能な空地情報等を確認します。

○仮置場候補地

名称	所在地	総面積（㎡）
湯河原町真鶴町衛生組合 廃木材処理施設	湯河原町吉浜 2021-81	4,820
湯河原町真鶴町衛生組合 最終処分場	湯河原町吉浜 2021	10,500

- ② 上記の仮置場候補地で不足する場合には、広域応援活動拠点候補地のうち広域避難場所又は緊急避難場所に指定されていない「湯河原町総合運動公園」（16,800㎡）について、災害時に広域応援活動の拠点として使用されない場合は、仮置場候補地として優先的に検討します。

併せて、面積や立地条件を考慮し仮置場として利用可能な候補地として、「星ヶ山公園さつきの郷駐車場」（2,400㎡）や「オレンジライン沿いの町有地」（湯河原町宮上750-2の一部、400㎡）等の利用も検討します。

更に、桜木公園等の緊急避難場所について、防災拠点として利用が終了した場合には、仮置場候補地として利用を検討します。（応急仮設住宅候補地となる場合は、長期間利用できないため除外します。）

3 町民（事業者）への啓発・広報

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、町民（事業者）の理解と協力が不可欠です。例えば、発災後は収集が再開されるまでの間、生活ごみを自宅で保管してもらう場合があること等、平常時から町民（事業者）への啓発・広報を行います。

4 職員の研修・訓練

災害時に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、平常時に研修及び訓練を行います。研修及び訓練を通じて、災害廃棄物処理に係る知識や情報を得るとともに、各種訓練に参加し、災害に備えます。研修及び訓練の内容は適宜見直し、実効性の向上を図ります。

5 計画の見直し

本計画の上位計画や被害想定が修正された場合等、必要に応じて本計画の内容の再検討を行います。

湯河原町災害廃棄物処理計画

令和7年2月

湯河原町 環境課

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-2-1

電話：0465-63-2111（代）/FAX：0465-64-1401

Email：kankyo@town.yugawara.kanagawa.jp